

第3章

カンボジアにおける障害者の法的権利の確立

四本 健二

はじめに

本章において筆者に与えられた課題は、まず第1に、カンボジアに即して障害者を取り巻く問題の概観を明らかにし、第2に、障害者の法的権利の保障をめぐるカンボジア国内の動向を障害者の権利条約を中心とする国際的動向のうちに位置づけ、第3に、2009年に制定された「障害者の権利の保障及び伸張に関する法律」（以下、障害者の権利法）を中心とする国内立法の内容と運用をめぐる課題を検討することである。

日本では、これまでカンボジアとの経済関係の希薄さに、長く続いた内戦による現地調査への制約もあいまって、カンボジア法研究に学問的関心が向けられることはほとんどなかった⁽¹⁾。こうした学問状況を反映して、現時点（2010年7月）において、カンボジアにおける障害者「問題」に関して日本で発表された論攷としては、現地で活動するNGOの実務家による現状分析や活動報告は多数存在するものの、障害者の権利保障について法学的な観点から論じた論文は皆無に等しい⁽²⁾。

そこで本章の構成は、第1節において標記の課題に取り組む前提となるカンボジアにおける障害者の定義および統計に関する基本的な情報を整理し、第2節において、カンボジアにおける障害者をめぐる行政的枠組みおよび障害者の権利保障にかかわる既存の法制度を検討したうえで、第3節において、

障害者の権利法の起草過程および規定内容を分析し、それらを踏まえて今後の課題について検討する。

なお、本章は、主として2008年9月、2009年1月および9月、2010年3月に実施した現地調査によって収集した資料・情報に依拠している。

第1節 カンボジアにおける障害者の定義および統計

1. カンボジアにおける障害者の定義

現地調査の時点において、カンボジアにおいて障害の定義として公式に確立されたものは存在しない。しかしながら、一方でカンボジア人（クメール民族）のあいだでは、障害の性格を、仏教の思想にもとづいて捉えることが一般的であり、障害とは、前世の悪行の罪果として捉えられてきた（Disability Action Council [2001: 14]）。このことは、2002年12月3日の国際障害者デーにおけるナショナル・スローガンを「障害は、罪ではない」、「障害者は、動物ではない」とせざるをえなかったことにも表れている（Phnom Penh Post [2002]）。他方で、障害とは何か、という意識調査においては盲、聾、啞、四肢の欠損などのインペアメントが一般に「障害」として認識されている（Thomas [2005: 21]）。さらに、カンボジア北東部ラタナキリ州における非仏教徒の山岳少数民族を対象とした意識調査においては、「障害（者）」とは「野外で働いたり、結婚できないこと（者）」を指す、という障害観の違いを看取することができる（Thomas [2005: 21]）。したがって、カンボジアにおいては従来の医学モデルに立脚したインペアメントそのものを障害と捉え、今日、障害者が直面する不利益の根拠を社会に求める社会モデルが広範な理解と支持を得るに至ってはいない、といえよう。

ところで、のちに詳述するがカンボジア政府が起草し、2009年に公布、施行された障害者の権利法は、第4条において障害者を「身体的、精神的機能

の欠損、損失または形態障害の結果、日常生活又は行動に制約を有する者」と定義づけているが、障害の態様、程度、障害の認定の基準は、社会福祉・退役軍人・青少年更生省と保健省の合同省令に定めるものとし、軍人の障害認定に際しては国防省にも関与することを認めた（第20条）。このことは、インペアメントがあるという事実も政府による公的な認定を要し、また政府機能の脆弱さゆえに、障害者が認定を受けられずに正当な扱いを受けられない危険性をはらんでいる。

2. カンボジアにおける障害者数の統計

(1) 障害者数の統計データおよび増減動向

障害者数および障害の態様、障害の程度に関する統計は、「カンボジア問題の包括的政治的解決に関する協定」（パリ和平協定、1991年締結）後も反政府武装闘争を継続していた旧・カンボジア共産党（いわゆるクメール・ルージュ）の武装勢力が政府に投降し、またカンボジア人民党がカンボジア全土における政治権力を掌握して内政が安定した1990年代半ば頃から調査されはじめた。それらの設問や分類基準が調査のつど異なるので、正確な経年変化を看取することはできないものの、これまでに収集されたおもなデータを概観しておきたい。

1999年に実施されたカンボジア社会経済調査（Cambodia Socio-Economic Survey: CSES）は、障害に関する質問3問を盛り込み、障害者の州別分布、障害の態様（14タイプからの選択回答）および原因（7タイプからの選択回答）について調査した。その結果、全人口の1.51%（全人口約1156万人のうち、約17万4500人）を障害者であると結論づけた（National Institute of Statistics [2000: 11-12]）⁽³⁾。

上記の調査とほぼ同時期に行われたカンボジア人口保健調査（Cambodia Demographic and Health Survey 2000）では、州ごとに原因別（先天的身体障害、疾病の後遺症、対人地雷等触雷、銃創、交通事故、その他の事故）に分類した⁽⁴⁾。

そのうえで、障害者の割合を全人口の1.6%（約18万5000人）であると結論づけた（National Institute of Statistics [2001: 25-40]⁵⁾。

他方で、2004年に実施された CSES は、障害を盲、聾、啞、運動機能障害、感覚障害、精神障害、知的障害、てんかん、その他の9つの態様に分類したうえで総人口約1100万人のうち「人口100人に4人が障害者」（全人口の4%、44万人）であり、そのうち男性の31%、女性の35%は視覚障害が占め、また障害者の23%は複数の障害をもっていると指摘する（National Institute of Statistics [2005: 28]）。

さらに、トーマスは、態様別の障害者数として対人地雷被害者4～5万人、ポリオの後遺症による障害者6万人、聴覚障害者30万人（うち重度13万人）、視覚障害者14万4000人（10万人は50歳以上）の存在を指摘する（Thomas [2005: 22]）。また、精神科医の吉田尚史は、独自の現地調査にもとづいて1995年から2004年にかけての各医療機関の新患者数から累積の精神障害者数を5万人と推定する（吉田 [2007]）。なお、カンボジア国内の障害当事者団体の連合体のひとつであるカンボジア障害者機構（Cambodian Disabled People's Organization: CDPO）は、独自の調査からカンボジア全土における障害者数をおおよそ55万人（全人口の5%）と見積もっている（CDPO [2008: 1]⁶⁾。

なお、こうした障害の原因の増減動向についてはまとまった統計は存在しないが、対人地雷の触雷被害については、全土で地雷除去作業および地雷危険地域の識別作業が進捗していることから、今後さらに減少傾向に向かうと推定されたり、政府の目標も触雷事故の犠牲者数を年間797人（2005年）から200人（2010年）に低減することを目指している（Royal Government of Cambodia [2006: 60]）。また、2006年にワクチン由来の変異ウイルスによる発症例が確認されたことがあるものの、2000年10月に WHO がアジア太平洋でのポリオ根絶を宣言したのにさきだつ1997年以後、カンボジア国内でポリオは流行していない⁷⁾。他方で、明石は、2001年時点で触雷事故による負傷は減少傾向にある一方で交通事故による負傷が増加傾向にあることに警鐘を鳴らし（国際協力事業団 [2001: 223]）、唐沢は、糖尿病、交通事故に起因する障害

(下肢の切断、脳障害の後遺症)が増加傾向にあることを指摘する⁽⁸⁾。

(2) 2008年 CSES における障害者数の統計データおよび反響

ところで、2009年9月にカンボジア計画省国立統計研究所は、2008年に全土で実施した人口調査の結果として、カンボジアの全人口(1339万5682人)に占める障害者の割合は約1.44%、19万2538人であると発表した(National Institute of Statistics [2009: 120])。この調査では、障害の分類と基準を盲(全盲)および視覚障害(眼鏡を使用しても視力が改善しない場合または片眼のみ正常の場合)、聾(全く聴覚のない場合)および聴覚障害(大きな音声のみ聞き取ることができる場合または片方の聴覚のみ正常な場合であって、補聴器を使用すれば正常に音声を聞き取ることができる場合を除く)、啞(全く言語を発することができない場合)および言語障害(発声为非障害者に理解できない場合であって、吃音であっても発声为非障害者に理解できる場合を除く)、運動障害(四肢のいずれかの欠損または機能不全の場合であって、四肢の指の欠損を除く。ただし、四肢のいずれかのすべての指の欠損は障害とする。なお、身体の一部の形態障害、義肢、装具または補助器具を使用しなければ移動できない者および小さな物さえ持ち上げるのが困難な者、関節に障害があり、移動が困難な者を含む)、精神障害(知的障害および心神喪失者を含む、年齢にふさわしい理解力を欠く場合であって、年齢にふさわしい学習の成績の良不良を除く)とした。

これに対して地元紙の報道として障害当事者団体から、第1に、障害の態様についての分類が狭い結果、多くの障害者が統計上障害者とみなされない、第2に、全人口に占める障害者の割合が前回の調査に比べて1.4%に「減少」したと誤解されかねず、国際機関や各国政府からカンボジアの障害者のための援助資金が減額される恐れがある、との批判と懸念が表明された(*Cambo-dia Daily* [2009: 27])。

みてきたように、カンボジアでは頻繁に統計調査が実施されているにもかかわらず、そのつど障害の分類基準が異なっているために、同一人物が障害者に分類されたり、非障害者に分類される事態が生じており、障害者の増減

や障害の態様・原因別動向の正確な経年変化を読み取ることができない。この背景には、調査のたびに援助機関が異なった分類基準を提案しており、また、これに対してカンボジア計画省国立統計研究所が統一した分類基準の採用を求めている、という問題点が潜んでいる。

第2節 カンボジアにおける障害者をめぐる行政的枠組み

1. 障害者をめぐる制度的枠組み

(1) 所管官庁

カンボジアにおける障害者行政を所管する官庁は、おおむね国民議会議員選挙のつどにその編成と所管事項に変更が加えられてきた。このことはその名称の変遷に端的に表れている。1992年に発足したカンボジア暫定政府は社会福祉・労働・退役軍人庁をおき、1998年の国民議会議員総選挙後には同庁を省に昇格させるとともに、退役軍人事務を分離して女性・退役軍人省を新たに設置し、障害者行政を社会福祉・労働省の所管とした。2003年の総選挙に際して2002年には社会福祉・労働省の所管事項を拡大して社会福祉・労働・職業訓練・青少年更生省とし、2003年の総選挙後には労働・職業訓練省を分離新設したうえで、従来の女性・退役軍人省を女性省として退役軍人に関する事務を社会福祉部門に統合して社会福祉・退役軍人・青少年更生省とした⁹⁾。なお、社会福祉・退役軍人・青少年更生省の傘下には州ごとに社会福祉・退役軍人・青少年更生局がおかれ、全国に8カ所（うち3カ所は首都圏）の職業訓練センターが設置されている。

また、保健省は、首都圏に8カ所の医療リハビリテーション病院を擁するほかは、義肢・装具の製作、義肢装具士の養成、訓練は民間団体に委ねている。

さらに、教育・青少年・スポーツ省は本省に障害児および少数民族出身者

の教育を所管する特別教育局をおき、全国の国立小学校約100校においてインクルーシブ教育を実施しているほか、全国に盲学校4校、聾学校4校を運営している⁴⁰⁾。これらにおける障害児の就学数は2004年の統計で約8万人である(Thomas [2005: 31])。

ところで教育・青少年・スポーツ省は、2008年3月に「障害児教育に関する国家政策」を発表した。この背景には、カンボジア政府がすでに主な国際人権文書の締約国となり、憲法において「国家は、障害者および国家のために命を落とした軍人の家族を援護する」(第74条)ことを規定し、教育法においても障害児が非障害児とともに教育を受ける権利(第37条)および必要な教育的措置を受ける権利を規定している反面で、5歳から17歳の学齢期にあるすべての子どものうちの男児2.6%、女児2.9%にあたる、全障害児の68%がその障害を理由として初等・中等教育に就学していないことを挙げている(Ministry of Education, Youth and Sports [2008: 1])。そして、公立学校におけるインクルーシブ教育の導入、障害児のためのニーズに応じた教育の実践、学校における環境衛生の維持管理、障害女児に対するジェンダー配慮、学校教育に対する地域社会の参加と公的機関による支援を政策として掲げた。より具体的には、障害児数と態様の実情把握、障害発生の予防と障害児のための就学前教育、公立学校におけるインクルーシブ教育の推進、障害女児の就学率向上、障害児に関する地域社会の理解の促進、公教育における障害児のための教材・教育法開発、教員養成課程への点字・手話インストラクターの配置および教員の点字・手話習得機会の拡大を打ち出した。このように、カンボジアにおいてインクルーシブ教育の導入がはかられようとしていることは、教育行政面からは人的・資金的制約の多い公教育においては現実的な施策であると考えられるものの、障害児の受け入れ態勢の整備がどのように進められるのかを注意深く見守る必要がある。

(2) その他の障害当事者団体および障害者関係機関

1991年の和平達成以後、多くの国際NGO(非政府組織)がカンボジア国内

に拠点を設けて活動を展開し、また国内に数多くの NGO が設立されたこと、およびそれらの活動分野が開発、人権、文化など多岐にわたることはすでによく知られている。障害者にかかわる分野にかぎってもカンボジア盲人協会 (Association of Blind Cambodians: ABC)、聾啞者開発計画 (Deaf Development Program: DDP) などの障害の態様別に各種の障害当事者団体が組織され、障害の予防、医療リハビリテーション、クメール標準手話の開発、教育、職業訓練、収入向上などの活動を展開している。また、当事者団体の連合体として 1997年には障害者活動評議会 (Disability Action Council: DAC) が設置され、のちに1999年の社会福祉・労働省令にもとづいて、いわば半官半民の組織として同省の指導の下に障害当事者団体の活動の調整機関および協議機関として活動している。また、さきに挙げた CDPO は、障害者へのサービス提供に加えて障害者の権利の保障と伸張のためのロビー活動を積極的に展開している。

しかしながら、たびたび指摘されてきたようにカンボジアの障害当事者団体は資金、人材の面で脆弱であり、継続的で質の高い活動を維持するためには欧米の NGO や二国間援助機関の協力が欠かせない、という問題を抱えている (Thomas [2005: 41-43])。

2. 開発計画における障害者

(1) 貧困削減戦略文書 (Poverty Reduction Strategic Paper: PRSP)

カンボジアにおける障害者行政は、これまでのところ各種の開発計画に位置づけられてきた。まず、政府は1998年の国民議会議員総選挙後に国民議会に示した施政方針において保健指標の改善と弱者層の医療サービスへのアクセス改善を通じた人材開発の推進を打ち出した。これは、貧困削減戦略文書 (Poverty Reduction Strategic Paper: PRSP) にも盛り込まれ、とりわけ障害者に関しては就学、職業訓練、就労の機会に制約があることを問題視し、社会分野とりわけ教育と保健・医療分野への公的支出の拡充が宣言された (Royal

Government of Cambodia [2000])。

(2) 第1次(1996~2000年)および第2次(2001~2005年)社会経済開発5カ年計画

貧困削減と人材養成に焦点を合わせた第1次社会経済開発5カ年計画およびそれに続く第2次計画においては、とくに障害者の尊厳の回復と障害者問題のメイン・ストリーム化を目指して障害の予防と医療リハビリテーションの充実が謳われている(Ministry of Planning [1996, 2001])。

(3) 戦略的国家開発計画(2006~2010年)

2015年を到達目標とするカンボジア・ミレニアム開発目標(Cambodian Millennium Development Goals: CMDGs)においては、障害に直接言及したものはないものの、優先分野となっている貧困削減、初等教育、ジェンダー、母子保健、HIV/AIDS、環境保全、対人地雷が障害の予防と対策に及ぼす波及効果を期待することができる。この目標達成を確かなものにするために採択されたのが戦略的国家開発計画(National Strategic Development Plan 2006-2010)であるが、その行動計画において障害者については国家が障害者の雇用機会の創出に努力し、障害者年金の創設を検討することを盛り込んだ(Royal Government of Cambodia [2006: 69-70])。

(4) 地雷・不発弾被害者を含む障害者国家行動計画

地雷・不発弾被害者を含む障害者国家行動計画(National Plan of Action for Persons with Disabilities, including Landmine/ERW Survivors 2009-2011, 以下、「国家行動計画」)は、対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止並びに廃棄に関する条約(以下、対人地雷禁止条約、1999年発効、カンボジアは2007年に署名・批准)の第1回検討会議(2004年)において合意された被害者支援に関する3つの原則、すなわち、(1)地雷・不発弾被害者への支援は、その他の原因による障害者への支援を排除して実施されるべきではない、(2)地雷・不発

弾被害者への支援は、各国の公衆衛生、社会福祉および人権擁護施策全体の一環として位置づけられなければならない、(3)地雷・不発弾被害者への支援の提供は、より広範な開発・低開発の文脈に位置づけられなければならない、にもとづいて2005年に原案の策定が開始され、2007年からはオーストラリア国際開発庁 (AusAID) による支援によって完成し、2009年に大臣会議 (政府) 決定された (Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation [2009])。

この「国家行動計画」は、全6部からなりその構成は「現状における課題の把握」(第1部)、「救命救急及び医療の現状」(第2部)、「身体的リハビリテーション」(第3部)、「心の支援及び社会への再統合」(第4部)、「経済的再統合」(第5部)、「立法及び政策」(第6部)による。それぞれの内容を概観してみると、第1部「現状における課題の把握」ではカンボジア赤十字社がハンディキャップ・インターナショナル (Handicap International) の支援を受けて構築した「地雷・不発弾被害者情報システム」のデータを関係機関と共有する体制を整備するほか、障害者の権利に関する社会福祉省職員向け研修を予定する。第2部「救命救急及び医療の現状」は、遠隔地からの患者の救急搬送体制を改善し、NGOとも協力した救命救急医療体制の整備を構想する。第3部「身体的リハビリテーション」は、主にNGOが取り組んできたリハビリテーション・センターに依拠しつつ、病院等における機能回復訓練部門の拡充を構想する。第4部「心の支援及び社会への再統合」は、障害に起因する心的外傷後ストレス障害や鬱状態、社会からの阻害感への対処の重要性に着目し、病院等における心理面の支援部門を拡充し、障害者スポーツを奨励する。また、奨学金の供与などを通じて障害児の初等教育におけるインクルーシブ教育を推進する。第5部「経済的再統合」は、障害者の生活水準の向上に裨益する職業訓練機会および小規模融資を拡充し、障害者雇用率の完全実施、地域に根ざしたりハビリテーション (CBR) 活動の拡充を構想する。第6部「立法及び政策」は、障害者の権利法の制定、障害者の権利事務局を新設して関係法令の整備を行い、障害者の権利条約および附属議定書の早期批准、総合的障害者政策および事業計画の策定を目指す。

みてきたように、これまでカンボジア政府が策定してきたさまざまな開発計画文書には障害者を中心に据えたものは見あたらなかった。したがって、前記の「国家行動計画」は、その名の通り障害者に関する内容が多く盛り込まれたはじめての国家的計画という性格を有している。

しかしながら、第1に、「国家行動計画」策定の原動力となったのは対人地雷禁止条約の締約国としての国際的要請であり、「国家行動計画」の内容も地雷・不発弾被害者を強く意識したものである。このことは、「現状における課題の把握」に関する取り組みの基礎が、地雷・不発弾被害者情報システムの発展を構想している点や「身体的リハビリテーション」が四肢に障害をもつ地雷・不発弾被害者の身体的機能回復訓練を前提としている点において顕著である。また、第2に、「国家行動計画」における事業の内容および到達目標は、機能回復訓練や職業訓練など障害者にカンボジア社会への接近を求めている点で特徴的であり、障害者の公務就任を制約する公務員通則法（Common Statute of Civil Servants）第11条の廃止に言及していない点や障害者雇用率制度の確立、社会のバリアフリー化を強調しておらず、カンボジア社会が障害者に歩み寄ることを目指す施策が限定的であるといわざるをえない。第3に、この「国家行動計画」には予算見積もりが付されていない。他方で、随所に二国間援助機関や国際的 NGO との協調が謳われていることから、資金的には多くを外部に依存することは明白で、「国家行動計画」の内容のみならず、その実現可能性に疑問の余地が残る。

第3節 カンボジアにおける障害者の権利に関する法的枠組み

1. 国際人権文書への対応

カンボジアは、国際社会の仲介によって長年にわたる内戦を終結させて国際的孤立を解消し、またその過程で国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）

による暫定統治を受けた。この暫定統治期間中（1992～1993年）より以前に「集団殺害の防止及び処罰に関する条約」（ジェノサイド条約，1950年加入），「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約，1983年加入），「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約，1980年署名）および「アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約」（アパルトヘイト条約，1981年加入）の締約国となっていた。さらに，国連による暫定統治期間中には，パリ和平協定にもとづいて紛争各派の代表によって構成され，対外的にカンボジアを代表するカンボジア最高国民評議会（SNC）がUNTACとの協議にもとづいて，一切の留保または解釈宣言を付さずに「経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約），「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約），「拷問及びその他の残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁止する条約」（拷問等禁止条約），「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約），「難民の地位に関する条約」（難民条約），「難民の地位に関する議定書」（難民議定書）の締約国となり，国際人権文書の批准，加入数においてアジア諸国のなかで最高水準にある（United Nations [1994: para. 102]）。

1993年のカンボジア王国憲法施行後も，国連はカンボジアにUNTAC人権部門の活動を引き継いだ国連人権センター・カンボジア事務所（現在は，国連人権高等弁務官事務所・カンボジア事務所）をおき，また「カンボジアの人権に関する国連事務総長特別代表」を指名し，加えて各専門機関もカンボジア国内に事務所を設置してカンボジア政府に対して国際人権文書への加入を働きかけており，その結果カンボジアは国連暫定統治期以後も対人地雷禁止条約をはじめとするほぼすべての国際人権文書の締約国となっている。

障害者の権利をめぐることは，カンボジア政府は，障害者の権利宣言（1997年署名），障害者世界行動計画（1982年署名），障害者の機会均等化に関する基準規則（1993年署名），ESCAP・アジア太平洋障害者の10年（1994年署名）に署名しているほか，2007年10月に障害者の権利条約およびその選択議定書に署名し，前述の「国家行動計画」にも盛り込まれた通り，早期の批准を目

指している。以上のような状況の下で、たとえばさきに挙げた国連諸機関は、批准した国際人権文書によってカンボジア政府が提出の義務を負った国家報告の起草をはじめとする実施措置に技術的、資金的援助を継続的に供与している反面、カンボジア政府は、国際約束を先行させる一方で、それらの実施については、人材と資金の不足から国際協力に依存せざるをえない状況が常態化しているといえよう。

2. 障害者をめぐる国内立法動向

(1) 障害者をめぐる憲法上の規定

1993年に公布、施行されたカンボジア王国憲法（以下、1993年憲法）は、第3章「クメール市民の権利及び義務」において総則的規定である第31条以下に豊富な人権カタログをもち、第6章「教育、社会及び文化」において社会開発に関する諸規定をもつ。まず、総則的規定である第31条は、第1項において「カンボジア王国は、国際連合憲章、世界人権宣言並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する条約及び協定が定める人権を保障し、尊重する」ことを掲げて国際人権規範の受容を声明し、第2項においては「クメール市民は、法の下に平等であり、人種、皮膚の色、性、言語、信条、宗教、政治的傾向、門地、社会的地位、財産その他の地位にかかわらず、同等の権利及び自由を有」することを確認する。これらに続く各論的条項のうち、選挙権、被選挙権の平等（第34条第1項）、政治的、経済的、社会のおよび文化的活動に参加する平等の権利（第35条）、職業選択の自由（第36条第1項）および同一労働同一賃金の原則（同条第2項）、移動の権利の保障（第40条第2項）、子どもの権利条約に即した教育に対する権利（第48条第1項）は、障害者にも適用されると解される。また、「教育、文化及び社会」に関する第6章においては、国家に対して子どもが教育を受ける権利の保障措置（第65条）、健康の保障と貧困者に対する無償の医療（第72条）、子どもおよび女性に対する最大限の配慮（第73条）ならびに傷痍軍人に対する援護（第74条）を規

定している。

1991年の「パリ和平協定」の附属文書V「新憲法の基本原理」にその骨子があらかじめ合意され、国連による暫定統治の下で公布、施行されたことからカンボジア王国憲法は、豊富な人権カタログをもち、武力紛争後の政治的安定の確保と経済・社会開発の推進という使命をもつ憲法であり、とりわけ貧困と長年の武力紛争の犠牲となった傷痍軍人問題についての明文の規定をもつ点で特徴的である。

(2) 関係法令の立法動向

前記のような憲法の規定に即して、障害者関係法令は、公務員を対象とする障害年金制度の整備、障害者関係機関の設置、障害の予防措置、障害者に対する不利益な取扱いの禁止、障害に関する啓発といった領域において整備されてきた。

たとえば、内戦の終結にともなって国軍の動員解除をすすめるにあたってカンボジア政府は、国軍兵士の退職金および傷痍軍人年金に関する法律(1994年)を制定し、男性15年以上、女性10年以上の軍歴があり、障害を負った兵士が除隊する際には、その階級と軍歴に応じて、除隊時の奉給の半額を基準とする傷痍軍人年金を毎月支給することとした(第9～13条)。また、国家公務員(文民)の退職金および障害年金に関する大臣会議令(1998年)は、第11条において公務災害によって障害を負った公務員で、勤続20年以上の者が退職するときには、最大で月額奉給の65%を受け取ることができると規定する。

他方で、障害者関係機関の設置に関しては、社会福祉分野を所管する省庁がたびたび改組されている(第2節参照)ほか、地雷・不発弾除去機関であるカンボジア地雷活動センター(Cambodian Mine Action Centre: CMAC)設置の勅令(1995年)、地雷被害者援護機構(Cambodian Mine Action and Victim Assistance Authority)設置の勅令(2000年)、障害者活動評議会(Disability Action Council)の設置に関する大臣会議令(1999年)、障害者の権利法起草委員会

の設置に関する社会福祉・退役軍人・青少年更生省令（2000年）が制定されている。また、障害の予防の領域においては、対人地雷禁止法（1999年）が公布、施行されている。さらに、障害に関する啓発を目的として、「障害者スポーツの日」省庁間組織委員会の設置に関する大臣会議令（1995、1999年）、国家パラリンピック委員会の設置に関する大臣会議令（1997年）が制定されている。ところが他方で、障害者に対する雇用上の不利益な取扱いの禁止をめぐることは、1997年に公布、施行された労働法には障害者に対する雇用上の差別禁止に関して何らの規定もおかれていないことが問題となっている（Bouter [2005: 117]）。なお、民間企業および国家機関の障害者雇用率は、将来、障害者の権利法の規定にもとづいて社会福祉・退役軍人・青少年更生省と労働・職業訓練省の合同省令によって設定されることとなっている。

以上のように、これまでのところカンボジアでは障害者関係法制、障害予防法制はポスト紛争国家として地雷・不発弾被害への対処を軸に展開されてきた。しかしながら、国軍兵士に対する傷痍軍人年金および国家公務員に対する障害年金の受給資格に長期にわたる勤続を条件付けることは、自動的に和平協定以前に反政府諸派の武装勢力に加わっていた人々を排除するものである。また、前記の年金2法による年金の着実かつ公平な給付を裏付ける資料は公表されていない一方で、「年金を受給していない」という傷痍軍人の証言は枚挙にいとまがない¹¹⁾。したがって、今後は、前記の年金制度の公平な実施の拡大とともに増加傾向にある交通事故や疾病の後遺症に起因する障害にも配慮した立法政策に転換し、その着実な実施をはかる必要があるだろう。

(3) 障害者をめぐる民法上の規定

日本政府が「法制度整備支援」として起草に協力してきたカンボジア民法典が2007年に公布・施行された¹²⁾。1302カ条に及ぶ規定のなかには、障害者とりわけ精神障害者の権利の法的保護にかかわる諸規定が数多く盛り込まれているので紹介しておきたい。

2007年民法典（以下、民法）は、「当事者が、自己の行為の法的な結果を認識し判断することのできない状態でした行為（意思表示、契約、単独行為—引用者注）は取消することができる」（第14条）とし、未成年者（満18歳未満の者）、一般被後見人、被保佐人を制限能力者とする（第16条）。一般被後見人（精神上の障害により、自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く常況にある者）については、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、本人の住所地に属するコミューン（村）もしくはサンカット（街）の長、または検察官の申立てにより、裁判所が一般後見の開始を宣告する（第24条）。一般被後見人となった者の行為は、日常生活上の行為を除いて取消することができる（第26条）。また、一般被保佐人（精神上の障害により、自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力が著しく不十分な者）については、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、本人の住所地に属するコミューン（村）もしくはサンカット（街）の長、または検察官の申立てにより、裁判所が保佐の開始を宣告する（第28条）。この被保佐人となった者が保佐人の同意を得ないでした行為（①元本を受領またはこれを利用すること、②借財または保証をすること、③不動産その他の重要な財産の得喪を目的とする行為をすること、④訴訟行為をすること、⑤贈与をし、または和解もしくは仲裁契約を結ぶこと、⑥相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること、⑦贈与もしくは遺贈を拒絶または負担付の贈与もしくは遺贈を受諾すること、⑧新築、改築、増築または大修繕をすること、⑨土地につき3年、建物につき2年、動産につき6カ月を超える期間の賃貸借契約を結ぶこと、⑩裁判所が第28条に掲げた者または保佐人もしくは保佐監督人の申立てにより、保佐人の同意を要する旨を特に宣告した行為）は、日常生活上の行為を除いて取消することができる（第30条）¹³。なお、一般後見人の職務は、一般被後見人の財産を管理し、財産に関する行為について一般被後見人を代表する（第1111条）。さらに、一般被後見人は、婚姻をするのに必要な最低限の意思能力を有する場合には、婚姻をすることができ、その場合には一般後見人の同意を要しない（第951条）。また、保佐人の職務は、前掲の行為①～

⑩を被保佐人が行うのに同意し、又は被保佐人が保佐人の同意なくしたそれらの行為を取り消す権限を有する（第1136条）。なお、一般後見人、保佐人とも一般被後見人・被保佐人の生活、療養看護および財産に関する事務を行うにあたっては、一般被後見人・被保佐人の意思を尊重し、かつその心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない（第1116条、第1136条）ことはいうまでもない。

みてきたように、カンボジアにおいては国際社会からの市場経済化の要請と国内における経済開発という要請の双方に合致する経済法、商事、民事関連法制において新規の立法および既存の法令の改正と関連制度の整備には一定の進捗がみられる。これは、国連機関や二国間援助機関が法典編纂、制度設計、人材養成を「法制度整備支援」として取り組んでいるためである。その反面、カンボジアが締約国となった国際人権文書に即した国内法の整備はたち遅れてきたといえよう。

また、法制度の運用をめぐることは、下級審の裁判例が公表されないという資料的制約はあるものの、これまでのところ公表されている最高裁判所や違憲審査機関である憲法院の判例、仲裁評議会における諸決定において障害当事者が差別の是正や損害賠償を求めた事例はなかった。もっとも、この背景としては国民の司法に対する信頼が薄く、権利を侵害された者が有力者を介して救済を求める傾向も看取される¹⁴⁾。

3. 障害者の権利法の立法動向

(1) 起草動向

障害者の権利法の起草作業は、欧米の障害者支援団体や二国間援助機関がカンボジアの障害当事者団体を支援するかたちで1996年に着手され、1998年3月には10章45カ条にわたる最初の草案が起草され、それらに修正を加えたうえで13章57カ条からなる草案が2000年7月に社会福祉・退役軍人・青少年更生省に提出された¹⁵⁾。その後、2000年8月に社会福祉・退役軍人・青少年

更生省は、省令によって「草案検討作業部会」の設置を決定するものの立法手続は停滞し、草案が社会福祉・退役軍人・青少年更生省から大臣会議に提出されたのは、2006年である。大臣会議において障害者の政治参加に関する1章2カ条および障害者による参政権の行使を妨害した者に対する罰則1カ条が追加されたが、これらの修正の趣旨は、サオラットによれば、当時、2008年の国民議会議員総選挙に向けて野党が与党カンボジア人民党に対する批判を強めるなかで、内戦中の戦闘で左目を失明し、義眼を使用しているブン・セン候補（首相）の行政的能力を疑問視する中傷に対抗するかたちで提起されたという¹⁶⁾。その後、14章60カ条からなる草案は正式に政府案として大臣会議決定され、国民議会常務委員会に送付されたものの、委員会での審議にいたらず、2008年7月の国民議会議員総選挙直前に一旦大臣会議に戻された。

前述のサオラットによれば、草案はすでに大臣会議法律家評議会による審査および省庁間会議を経ており、大臣会議がいつでも国民議会に送付できる状態であることから、前述のCDPOは、2008年12月に発表した公式見解（Position Paper）において、2009年の国際障害者デー（12月3日）までに同法を成立させ、障害者の権利条約および選択議定書を批准することを運動の最優先課題と位置づけてロビー活動を展開した（CDPO [2008]）¹⁷⁾。

障害者の権利法案は、こうした過程を経て2009年5月29日に国民議会、6月16日に上院において修正なしに採択され、7月3日に国王が公布し、憲法の規定にもとづいて2週間後に自動的に施行された¹⁸⁾。

（2）障害者の権利法の主な内容

障害者の権利法は、前文および14章60カ条からなり、その構成は、第1章「総則」（第1～4条）、第2章「障害者活動評議会及び障害者の権利」（第5～9条）、第3章「生活」（第10～13条）、第4章「身体的及び精神的リハビリテーション、医療並びに予防」（第14～20条）、第5章「公共施設のアクセス」（第21～26条）、第6章「教育」（第27～32条）、第7章「雇用及び職業訓練」

(第33~41条), 第8章「優遇措置」(第42, 43条), 第9章「選挙」(第44, 45条), 第10章「障害者基金」(第46~48条), 第11章「国際条約の実施措置」(第49条), 第12章「罰則」(第50~56条), 第13章「経過規定」(第57~59条), 第14章「最終条項」(第60条)よりなる。

障害者の権利法は, 冒頭において同法の目的が「カンボジアにおける障害者の権利の保障と伸張」(第1条)であると明記し, それに続く第2条においてさらに前条の内容を障害者の権利と自由の保障, 障害者の利益の保護, 障害者に対する差別の予防・軽減・撲滅, 身体的, 精神的な専門的リハビリテーションを通じた障害者の完全かつ平等な社会参加を確保(第2条)することであると規定する。

上記の目的を達成するため, 政府は社会福祉・退役軍人・青少年更生大臣を議長として関係省庁, 障害当事者団体, 雇用者ほか民間団体の代表からなる障害者活動評議会を設置して障害者政策の総合調整に当たらせ(第2章), さらに政府として障害者に配慮した政策の策定(第3章), 治療と医療リハビリテーションを提供(第4章)し, 税制上の優遇措置を講じる(第8章)。障害者の自立と社会参加にとって重要な移動, 教育, 雇用に関しては, 第5章「公共施設のアクセス」において, 公共施設へのスロープ, 手すり, 障害者用駐車スペース等の設置が義務づけられた(第21, 26条)が, 同法施行前に建設された施設については, 経過措置として改装までに5年間の猶予期間が設けられた(第57条)。また, 第6章「教育」において国立学校, 私立学校を問わずインクルーシブ教育と障害児学級の設置を併行して推進(第28条)し, 手話, 点字, 教材, カリキュラムの開発をすすめることを謳い, 私立学校に対しても障害者の学費負担の軽減を求める(第29, 30条)。さらに, 雇用に関して第7章は, 総則的規定である第33条において, 障害の有無による差別を禁じて職務遂行能力に応じた労働の権利を保障し, 民間の事業者および国家機関に対して「一定の比率」での障害者の雇用を求めている(第34, 35条)。

ところで障害者の権利法には罰則規定が盛り込まれ, 以下のような行為が

処罰の対象となる。すなわち、暴力、威圧、脅迫を用いて障害者の投票権その他の選挙法上の権利の行使を妨害する行為に対して1年以上3年以下の禁固および200万リエル以上600万リエルの罰金（第50条）、親権者、後見（監督）人、保佐（監督）人が、その親権、後見、保佐の下にある障害者を遺棄する行為に対して1年以上5年以下の禁固および200万リエル以上1000万リエルの罰金（第51条）、扶養義務者が、扶養を怠って被扶養の障害者に健康上の被害を生じさせる行為に対して2年以上5年以下の禁固および400万リエル以上1000万リエルの罰金（第52条）を科すことが盛り込まれた¹⁹⁾。

なお、さきにも述べた通り、障害者の権利法第4条は、障害者を「身体的、精神的機能の欠損、損失または形態障害の結果、日常生活又は行動に制約を有する者」と定義づけているが、障害の態様、程度、障害の認定の基準は、社会福祉・退役軍人・青少年更生省と保健省の合同省令に定めるものとし、軍人の障害認定に際しては国防省にも関与することを認めた（第20条）。

(3) 障害者の権利法の特徴と問題点

カンボジアは、和平達成後の復興・開発政策において貧困層、女性、子どもにも焦点を当てて貧困削減、ジェンダー配慮、基礎教育と母子保健の充実をはかってきたことは周知のとおりである。したがって、これまで中心課題に据えられてこなかった開発における障害（者）という視点は、上記の課題に横断的に横たわる、障害をもつ貧困層、障害をもつ女性と子ども、といういわば弱者層のなかの弱者層を開発・復興に位置づけようとする試みであると理解することができる。

しかしながら、他方で統治機構の編成や市場経済化の促進にかかわる領域の法制度整備が着実な成果を上げているのとは対照的に、障害者の権利法が成立するまでに10年以上にわたる起草作業を要した背景には、法律家の不足やガバナンスの脆弱さに加えて、障害者「問題」に対する政治的意思の欠如という問題があったのではなからうか。このことは、たとえば労働法が障害者に関する規定をもたず、国家公務員通則法が障害者の公務就任権に著しい

制約を課していることが障害当事者団体によって批判されてきたにもかかわらず、今なお改正されていないことから明らかであろう。そうした国内的状況にもかかわらず、とりわけ権利の保障と伸張という観点から障害者の権利法の整備に着手された背景には、カンボジアの立法動向が国際的な動向に左右されてきた、という特徴を看取することができる。

障害者の権利法の内容は、障害者の権利条約に則して非差別、生活、アクセシビリティ、教育、雇用など障害者の日常生活に密接にかかわる規定が多数おかれ、また、法律の施行を受けて、カンボジア政府が系統的な障害者施策の立案に着手したとの情報はないものの、国土管理・都市化・建設省建設局長は、公共施設のバリアフリー化の促進に向けて建設業界を積極的に指導する方針を表明している (*Phnom Penh Post* [2009b])。その反面で、障害者の権利法には、司法へのアクセス、表現の自由、情報へのアクセス、プライバシーの尊重など障害者自身による権利の主張と外的干渉からの保護に深くかかわる諸権利の保障が欠けている。また、第20条に定める障害者としての認定手続に医師の診断を要することは、カンボジアの医療システムの現状に照らして全土における実現可能性は低く、多くの、とりわけ地方の農村に暮らす障害者が施策の網からこぼれ落ちてしまう危険性を有する。さらに、個別具体的な権利侵害事件が生じた際の脆弱な司法機関に代替する前審争訟的で比較的簡便な救済申立て手段が設けられておらず、法律の実施措置を欠いているといわざるをえない。

おわりに

カンボジアでは限られた統計情報から見限りでも障害者を取り巻く環境は厳しいといわざるをえない。また一方で、国内的には紛争の終結から20年近くを経た今日なお、政府の機能は財政的、人的資源の不足から脆弱であり、これらを事実上補完し、また重要な役割が期待されている国内の障害当事者

団体、障害者支援団体も強固な基盤を確保しているとは考えにくい。他方で、国際的には障害者の権利保障をめぐる課題は障害者権利条約が成立するなど着実な前進をみせており、カンボジアもいち早くその潮流に乗るべく上記の条約に署名し、障害児教育についての政策文書を発表するなど、国際的動向を意識した国内政策の輪郭があらわれつつある。

以上のような現状をふまえて、今後の課題として以下の諸点を挙げておきたい。第1に、障害者の権利法の制定を出発点として、既存の法令の改正、障害者の権利法の実施を担保するためにこれから整備される大臣会議令や関係機関の省令がどのような内容をもつか、とりわけ障害者権利条約において示されながら障害者の権利法において詳細が盛り込まれなかった「合理的配慮」「インクルーシブ教育」「自律生活」といった考え方がどのように実現の方向に向かうのか、という点に注目しなければならない。第2に、立法に先行して決定された「国家行動計画」を今後、法律の規定に沿うかたちでどのように実施、制度化するか、という課題があり、このことは政策の立案・実施・評価の過程に対して障害当事者の参加をいかに保障するのか、という問題を含んでいる。第3には、教育や雇用において現実に発生する個別具体的な紛争をいかに解決するか、という問題を制度構築の観点から検討しなければならない。

[注] _____

- (1) こうした状況は欧米においてもほぼ同様であり、1991年以前にはわずかに憲法体制の変動を紹介した論攷数編を数えるのみである。他方、1993年のカンボジア和平達成後は、新たに導入された立憲君主制、複数政党制に立脚した「自由な民主主義」、市場経済体制の下で構築されつつある法制度に関する研究がカンボジアの国内外でも数多く発表されている。なお、四本 [1999: iii-v] を参照のこと。
- (2) カンボジアの障害者に関する我が国の数少ない論文として、本間 [2005] は、東京外国語大学外国語学部東南アジア課程カンボジア語専攻の学生による卒業論文ではあるが、クメール語の1次資料を通じて障害者差別の根源が仏教における罪果観に深く結びついていることを指摘し、そのうえで現代大

衆文学において笑いの対象となっている障害者の分析をつうじてカンボジア人の障害者観の一端を明らかにしている。

- (3) 障害の態様は、四肢のうち1カ所の切断、四肢のうち2カ所以上の切断、四肢のうち1カ所の機能不全、四肢のうち2カ所以上の機能不全、下肢の麻痺、四肢の麻痺、盲、聾、啞、聾啞、精神障害または精神発達遅滞、形態障害、その他複数の障害、その他の14タイプである。また、障害の原因は、先天的障害、対人地雷・不発弾触雷事故、武力紛争中の負傷、疾病、交通事故、その他の事故、その他の7タイプとなっている。
- (4) これら両調査は、ともに国立統計研究所が実施したものであるが、カンボジア社会経済調査は国連開発計画（UNDP）およびスウェーデン国際開発庁（SIDA）が支援し、カンボジア人口保健調査は、国連人口活動基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）およびアメリカ国際開発庁（USAID）が支援したものである。カンボジアでは、このように類似の調査が異なったドナーの支援によって重複して行われることは珍しくなく、ドナー間の援助調整が課題となっている。
- (5) この人口保健調査ではカンボジアの総人口は推計されていない。18万5000人という障害者人口の推計値は、筆者が1999年の社会経済調査（CSES）によって推定された総人口（約1156万人）から算出したものである。
- (6) Cambodian Disabled People's Organization（CDPO）は、1994年に設立されたカンボジアの障害当事者団体の連合体である。現在、傘下に30団体、約8500人の会員を擁し、全土24州のうち、18州1特別市に支部をもつ。
- (7) 著者による世界保健機関（WHO）カンボジア事務所遠田耕平医師への聞き取り（2008年3月19日）。
- (8) 著者によるカンボジア・トラスト義肢装具士養成校唐沢幸子氏への聞き取り（2008年3月14日）。
- (9) こうした制度設計の不安定さの背景には、援助重点分野に関する国際的動向とそれらへのカンボジア政府の対応や個別の援助機関の意向も作用していると考えられるが、こうした点についてはなお実証的な研究が課題となっている。
- (10) インクルーシブ教育とは、すべての子どもが等しく教育を受ける権利をもっていることを前提として、何らかの相違や特別なニーズにかかわらず、可能な限り常に共に学習すべきである、という原則にもとづく教育である。したがって、特別なニーズをもつ子どもは、特別な学校や特別な学級に編入されることなく、ニーズに応じた支援を受けながら通常の学級において学習することになる。こうした考え方は、1994年にユネスコ（国連教育科学文化機関）とスペイン政府が主催した「特別なニーズ教育に関する世界会議——アクセスと質——」において採択された「特別なニーズ教育における原則、政

策、実践に関するサラマンカ宣言」と「特別なニーズに関する行動のための枠組み」において打ち出された。なお、「宣言」と「行動枠組み」の邦訳として、www.nise.go.jp/kenshuka/josa/horei/b1_h060600_01.html（国立特別支援教育総合研究所）を参照のこと。

- (11) たとえば、和平合意後も反政府武装闘争を続け、1998年に政府に投降した民主カンプチア（いわゆるクメール・ルージュ）武装勢力の元兵士への旧根拠地パイリン特別市（2002年8月29日）およびアンロンヴェン（2005年3月22日）における筆者の聞き取り調査。
- (12) ただし、同法第1302条は、適用開始期日を「別に法律で定める日から適用する」と規定しており、2010年7月12日現在、適用開始に至っていない。
- (13) 同法第32条は、制限能力者の相手方の保護を定めており、制限能力者が能力者となったときには、行為の追認を催告することができ、催告の期間に確答を発しないときはその行為を追認したものとみなす。また、制限能力者が能力者となっていないときに、その親権者、後見人又は保佐人にその権限内の行為の追認を催告することができ、催告の期間に確答を発しないときも同様である。他方、被保佐人の行為に対しては、保佐人に追認を得るべき旨を催告することができ、催告の期間内に追認を得た旨の通知を発しなかったときは、その行為は取消したものとみなす。
- (14) この点につき、四本 [2002] を参照のこと。
- (15) 著者による CDPO 事務局長グイン・サオラット (Ngin Saorath) 氏への聞き取り (2009年1月8日)。
- (16) 同上聞き取り。
- (17) たとえば、*Phnom Penh Post* [2009a] をみよ。
- (18) 障害者の権利法の条文として、DAC のウェブサイトに掲載された以下の英語訳を参照せよ。http://www.dac.org.kh/resource-center/download/Cambodia_Disability_Law_English.pdf。
- (19) 1ドル=約4000リエル。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 国際協力事業団 [2001] 『カンボジア国別援助研究会報告書』国際協力事業団。
 小林昌之・今泉慎也編 [2002] 『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所。
 本間順子 [2005] 「カンボジア人の障害者観における一考察」東京外国語大学外国語学部東南アジア課程カンボジア語専攻卒業論文 (<http://www.tufs.ac.jp/>)

- common/fs-pg/portal/04yusyuronbun/homma.pdf 2009年1月10日アクセス)。
 吉田尚史 [2007] 「カンボジア王国の精神医学・治療について」(口頭発表レジュメ)「大陸部新時代」研究会(京都大学東南アジア研究センターで2007年7月6日開催)。
 四本健二 [1999] 『カンボジア憲法論』 勁草書房。
 — [2002] 「カンボジアにおける司法改革」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』 アジア経済研究所 59-89ページ)

〈外国語文献〉

- Bouter, Eduald de [2005] *Cambodian Employment and Labor Law*, third edition, Phnom Penh: Community Legal Education Center.
Cambodia Daily [2009] “New Definition of ‘Disabled’ for Census Raises Concerns,” September 9.
 Cambodian Disabled People’s Organization (CDPO) [2008] *Position Paper: Ratification of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities and Its Optional Protocol*.
 Disability Action Council [2001] *Country Profile: Study on Persons with Disabilities (Cambodia)*.
 Ministry of Education, Youth and Sports [2008] *Policy on Education for Children with Disabilities*, Phnom Penh: Ministry of Education, Youth and Sports.
 Ministry of Planning [1996] *First 5 Year Socio-Economic Development Plan*, Phnom Penh: Ministry of Planning.
 — [2001] *Second 5 Year Socio-Economic Development Plan*, Phnom Penh: Ministry of Planning.
 Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation [2009] *National Plan of Action for Persons with Disabilities, Including Landmine / ERW Survivors 2009-2011*, Phnom Penh: Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation.
 National Institute of Statistics [2000] *Cambodia Socio-Economic Survey 1999*, Phnom Penh: Ministry of Planning.
 — [2001] *Cambodia Demographic and Health Survey 2000*, Phnom Penh: Ministry of Planning.
 — [2005] *Cambodia Socio-Economic Survey 2004: Summary Subject Report*, Phnom Penh: Ministry of Planning.
 — [2009] *General Population Census of Cambodia 2008 National Report on Final Census Results*, Phnom Penh: Ministry of Planning.
Phnom Penh Post [2002] “Disabilities Are Not Sins, Cambodia’s Disabled Day,” De-

- ember 12.
- [2009a] “Discrimination, Prejudice, Plague the Kingdom’s Disabled Citizens,” January 5.
- [2009b] “Land Ministry Will Enforce New Disabled Law, Director Says,” June 3. Royal Government of Cambodia [2000] *Poverty Reduction Strategic Paper*, Phnom Penh: Royal Government of Cambodia.
- [2006] *National Strategic Development Plan 2006–2010*, Phnom Penh: Royal Government of Cambodia.
- Thomas, Philippa [2005] *Poverty Reduction and Development in Cambodia: Enabling Disabled People to Play a Role*, Phnom Penh: Disability Knowledge and Research.
- United Nations [1994] U.N. General Assembly A/49/635 (1994).